「墨田区こども条例」の浸透度・実効性の確認

１　議題の目的

墨田区こども条例（以下、条例という）の制定からまもなく１年が経過しようとしている。その中で、条例第５条から第７条には、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の関係者の役割が、また、第８条以降には、区の責務が規定されており、条例の理念を実現するためには、各主体がそれぞれの役割や責務をしっかりと果たしていくことが重要となる。

そこで、本議題では、地域や現場における現状や課題を整理するとともに、条例に規定されている各主体が、それぞれの役割と責務を果たし、条例の実効性を高めるために必要な取組について議論を行う。

■言葉の意味（第２条）

この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

⑴　こども　区内に在住し、在学し、在勤している人などで、心身の発達の過程にある人をいいます。

⑵　保護者　親などのこどもを養育する人をいいます。

⑶　区民等　区内に在住し、在学し、在勤している人、区内の町会・自治会、子育てを支援する団体、地域団体や区内において事業活動を行う事業者などをいいます。

⑷　育ち学ぶ施設　区内にある保育所、幼稚園、学校、児童館、公園などのこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

■各主体の役割

○保護者の役割（第５条）

・保護者は、こどもに対する第一義的責任を持つとともに、こどもの人格を尊重し、尊厳を守るよう努めるものとします。

・保護者は、こどもを大切な存在として受け入れ、愛されて育つことができる環境を整え、こどもの健やかな成長を支えるよう努めるものとします。

○区民等の役割（第６条）

・区民等は、地域社会全体でこどもを育てていくことを理解し、こどもの健やかな育ちのために協力し、こどもの権利を守る役割を持ちます。

・区民等は、こどもが健やかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、こどもを見守り、支援する役割を持ちます。

○育ち学ぶ施設の関係者の役割（第７条）

・育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が安全で安心して過ごすことができる居場所となるよう努めるものとします。

・育ち学ぶ施設の関係者は、こどもが学び、遊び、活動する機会などを確保することで、こどもの健やかな成長や自立を図るよう努めるものとします。

・育ち学ぶ施設の関係者は、一人ひとりの個性を尊重するよう努めるものとします。

○区の責務（第８条）

・区は、第４条のこどもの大切な権利を守るため、次条から第１２条までに定める方針に基づき、こどもに関する施策を総合的に実施します。

・区は、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の関係者、東京都、国などと連携し、こどもの最善の利益を優先するまちづくりを推進します。

○こどもの権利の普及（第 15 条）

・区は、この条例に定めるこどもの権利について、こども、保護者、区民等が学び、理解することができるよう普及に努めるものとします。

○財政上の措置（第 17 条）

・区は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとします。

２　議論のテーマ

テーマ１：「条例の周知・普及の現状と課題」

○条例の存在や内容が、区民や地域にどの程度浸透していると感じるか。今後条例の内容を広めるためにはどのような取組が必要か。

○施設・現場において、条例の内容がどのように受け止められているか。また、こどもや保護者に条例の理念をどのように伝えていくことが効果的か。

テーマ２：「条例の実効性を高めるために」

○「育ち学ぶ施設の関係者」の役割について、施設や現場ではどのように受け止めているか。また、今後どのような課題があるか。

○「区の責務」を着実に果たすために必要なことについて。

【補足１】付帯決議について

令和６年度墨田区議会定例会２月議会において墨田区こども条例が議決された際に、区議会からは以下の付帯決議（※）が付されました。

> 区は、本条例の施行に当たり、「こどもまんなかすみだ」を目指して、育ち学ぶ施設の役割を整理すること。また、財政上の措置について、区長の予算調製権及び他の条例との関係を整理して再検討すること。

※付帯決議とは

議会又は委員会における審議の対象である事件の議決に当たって、その事件について付随的に付けられる意見又は要望の決議のこと。

【補足２】付帯決議に関連する条項の考え方

（１）育ち学ぶ施設の関係者の役割（第７条）

◆「関係者」とは、設置者、管理者、職員等（正規、非正規、アルバイト、パート等の雇用形態を問わず、現に運営に従事する人をいう。）を指します。

◆「居場所」というワードは、こども家庭庁の「こどもの居場所づくりに関する指針」でも示されているように、「居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠」であることから、育ち学ぶ施設がこどもにとって安全で安心な居場所となるよう規定しました。

◆育ち学ぶ施設は、私立や企業の保育所、幼稚園、学校等が含まれるため、具体的な権利義務を制限しないよう努力義務規定としました。

◆第１項「育ち学ぶ施設が安全で安心して過ごすことができる」ことは、例えば保育所において安全計画の策定が義務化されているように、各施設が利用者の安全配慮義務を負っていることとは別に、全体としての理念を掲げたものです。

（２）財政上の措置（第１７条）

◆こども基本法第 16 条（こども施策の充実及び財政上の措置等）の趣旨と同様、区においても、こども施策の実施における必要な予算の確保を図るための、財政上の措置を講ずる努力義務を規定しました。

◆区の他の条例等とのバランス等を鑑みて、努力規定としました。（「財政上の措置を講じなければならない」と規定しているのは、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」のみで、他はすべて努力義務として規定しています。）